

日行連発第424号
令和3年7月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

執行官の採用選考受験案内について

今般、最高裁判所事務総局民事局第三課執行制度係から令和3年度執行官採用選考受験案内を行政書士会員に周知していただきたいとの要請を受けましたので、ご案内いたします。

執行官の採用選考におきましては、選考資格とされている「法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者」において、行政書士の業務歴も「法律に関する実務の経験」として扱われることとされております。

特に該当単位会におかれては会員宛てにお知らせする等適宜お取りはからいくくださるよう、お願いいたします。

記

1. 試験実施裁判所

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| (1) 函館地方裁判所 | (2) 旭川地方裁判所 | (3) 釧路地方裁判所 |
| (4) 福島地方裁判所 | (5) 東京地方裁判所 | (6) 横浜地方裁判所 |
| (7) さいたま地方裁判所 | (8) 千葉地方裁判所 | (9) 長野地方裁判所 |
| (10) 新潟地方裁判所 | (11) 福井地方裁判所 | (12) 大阪地方裁判所 |
| (13) 神戸地方裁判所 | (14) 山口地方裁判所 | (15) 松江地方裁判所 |
| (16) 高知地方裁判所 | | |

なお、申込書類の入手方法、申込方法等については、該当の地方裁判所にお問い合わせください。

2. 受験案内について

試験は欠員状況に応じて、各地方裁判所が実施します。今回の採用選考実施裁判所の受験案内を添付いたしますが、次のURLから入手することもできます。

<「執行官採用選考試験案内」サイト>

<https://www.courts.go.jp/saiyo/siken/shikkokan/index.html>

また、日行連ホームページにおいても、お知らせを掲載することといたします。

以 上

《別添①》 令和3年度執行官採用選考「受験案内」

《別添②》 リーフレット「あなたの経験 執行官の仕事に活かしませんか」